

令和6年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

令和6年2月16日

議 案 目 次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第4号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第5号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第6号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第7号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第8号	和解について……………	10

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年広域連合条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例
埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年広域連合条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年
広域連合条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「この場合において、」を「これらの」に改め、同条第3項中「基準日の属する年度の4月1日において施行されている」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 基準日の属する年度内において、それぞれの基準日における期末手当を支給した後に給与条例第19条第2項に改正があったときは、当該期末手当の額は、改正後の給与条例第19条第2項の規定の例により得た額（以下この項において「改正後期末手当額」という。）とする。この場合において、改正後期末手当額が改正前の給与条例第19条第2項の規定の例により得た期末手当の額（以下この項において「改正前期末手当額」という。）を超えるときは、改正前期末手当額は、改正後期末手当額の内払とみなし、改正後の給与条例の例により支給する。

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条中「第7条」を「第8条」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第7条 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

- 2 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に再度会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、給与条例第19条の4第2項第1号で定める割合（以下第5項において「割合」という。）を乗じて得た額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額（日額によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額）とする。
- 5 基準日の属する年度内において、それぞれの基準日における勤勉手当を支給した後に割合に改正があったときは、当該勤勉手当の額に係る本条第3項後段の規定は、改正後の割合を適用する。この場合において、改正後の割合を適用して得た勤勉手当の額（以下この項において「改正後勤勉手当額」という。）が改正前の割合を適用して得た勤勉手当の額（以下この項において「改正前勤勉手当額」という。）を超えるときは、改正前勤勉手当額は、改正後勤勉手当額の内払とみなし、改正後の給与条例の例により支給する。
- 6 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の例による。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職 種	月 額
栄養士	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める一級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

別表第2中「別表第2（第9条関係）」を「別表第2（第10条関係）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 3 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。
第6条中「会計年度任用職員」の次に「（以下「会計年度任用職員」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。
 - 2 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年広域連合条例第2号）第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。第7条中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を削る。
第10条第1号中「という。）」を「という。」に改める。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提 案 理 由

令和6年度及び令和7年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課総額の算出方法、賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「及び法第117条第2項の規定による拠出金」を「、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第3号中「に、」を「の48分の52に相当する額に、」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「0.0838」を「0.0903」に改める。

第10条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「44,170円」を「45,930円」に改める。

第11条中「66万円」を「80万円」に改める。

第14条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

（1） 昭和24年3月31日以前に生まれた者

（2） 令和7年3月31日以前に法第50条第2号の認定を受け、被保険者の資

格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった者を除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、0.0842とする。

議 案 第 8 号

和 解 に つ い て

別紙のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝 則

提 案 理 由

第三者行為損害賠償金につき、和解することについて、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。

1 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件見舞金として、5万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和6年3月29日限り、原告指定の口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告が、前項の支払いを怠ったときは、被告は原告に対し支払期日の翌日である令和6年3月30日から支払済みに至るまで、その残額に対する年3%の割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

2 当事者 原告 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

埼玉県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 富岡 勝則

被告 ○○○
○○○○

3 事件の概要

平成29年10月22日に埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者が、車道を歩行中、相手方の運転する原動機付自転車に衝突され負傷し、その後死亡したものの。